

令和 2 年 10 月 12 日

第 10 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 令和2年第10回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年10月12日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 208・209号室

3. 出席委員（農業委員7名 計7名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	石松 雄平
委 員	2 番	梅木 美代
	3 番	穴井 英雄
	4 番	飯沼 由彦
	5 番	欠席
	6 番	佐藤 仲子
	7 番	穴井 千年

4. 欠席委員

宮崎博美委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宮崎 智幸

事務局職員 波多野 裕

## 7. 会議の概要

事務局長       ただ今から、令和2年第10回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名、欠席委員は1名です。委員の過半数が出席しているので、総会は成立しております。

                  それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長            これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長            それでは、議事録署名委員は、4番飯沼由彦委員、7番穴井千年委員にお願いいたします。

                  なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長            次に、日程第2 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長       議案第1号議案書の2ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」(利用権貸借)農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年10月12日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

                  議案第1号番号1です。土地の所在は、大字上田字〇〇〇〇番地から〇〇番地で地目が登記簿、畑、現況、畑、の計2筆で合計面積が875㎡です。利用権を設定する者は記載の通りです。利用権の設定を受ける者は、公益財団法人熊本県農業公社です。利用目的は、野菜の栽培で、期間は10年、使用貸借になります。設定を受ける者は農業公社で中間管理機構の事業による貸借を

行うものです。別紙の方の資料 1 の 1 ページが管理機構事業を使う場合の申出書になります。それから、2 ページに農地利用集積計画書が付けてあります。説明は以上です。

議 長            それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1        番            これまでで、利用権貸借で農業公社を利用した例は、初めてではないですか。今までは売買だったと思いますが、経緯を教えてくださいませんか。

事務局 長        利用権設定についても管理機構、農業公社を通してというのは過去にもかなりあります。具体的には、〇〇とかがあります。当然中間管理機構を使いますと、相対でのやり取りがなくなるというそういった部分のメリットがありますし、相手を探したりとかという部分も公社が行いますのでそういったメリットもあります。利用するかどうかは本人さん、土地の所有者の選択になります。事務局としましてもそういった説明はこれからもしていきたいと思えます。

1        番            今回は、〇〇さんの意向で行ったということですね。それと先ほど事務局の説明がありましたように管理公社が実際借手を探してくれるのですか。

事務局 長        法律上は、借手がスムーズに見つからない土地の場合最初の 2 年間は土地を預かります。となっていますけども、当然預かる土地についても条件が非常にいい場所でないとはできないという事になっています。過去には、何ヶ所か調整等を行ったこともあります。現実的には公社の職員方は地元の人ではありませんので、小国町の農業委員会とかが入りまして探していくことになると思っています。

1        番            この件は、借り受け人は決まっているのですか。

事務局 長        はい、今回の件は、これまでの基盤強化法の貸し借りの部分を合意解約して、今回中間管理事業に切り替える事となっております。なので相手も当然決まっています。

1 番 これからもこういった小面積での中間管理事業を利用することはありますか。

事務局長 今回の場合は、年金絡みということで、経営移譲年金を受ける場合は、その時設定されていた農地をある一定期間有効に利用し続けなければいけないという事で、この管理機構の制度を利用しましたが、あくまでも所有者さんの意向なので中間管理機構を利用ことはあるかとは思いますが。今後もこういった小面積で中間管理機構を利用することは少ないと思います。

7 番 ○○さんがなぜ今更年金の話が出てくるのですか。

事務局 所有者さんは、前から経営移譲をして年金を受給してました。しかし、経営移譲先の方が耕作することが出来なくなったので、別の担い手の方を探すことになりました。結果的に経営移譲先の担い手が決まったのですが、担い手が60歳以上であるため中間管理機構を通さないと経営移譲年金の要件を満たさないためこのような貸し借りになっています。

7 番 わかりました。

6 番 年金とかの場合は、これからもこういう形で上がってくるものが多くなるのですか。

事務局 限られると思います。通常の担い手の場合は、公社を通す理由がありませんので。

事務局長 通常の担い手とは、後継者です。後継者がしっかりやってくという事で年金を受給している訳ですから。そういう状況が変わった場合にこういう事が起こります。

1 番 例えば、私が農業経営を移譲する後継者がいない時に公社を通して貸し借りをすれば、年金が減額されずに受給できるということですか。

事務局 農業者年金の経営移譲年金を受給する場合は、自分の農業経営を後継者や第三者の担い手の方に移譲することが条件です。自分が所有する農地全て貸し借り等をすれば、経営移譲年金を受給できます。しかし、後継者や第三者の担い手の方が60歳未満でないといけません。60歳以上の担い手の方は、農業者年金の制度では、担い手としてみれません。しかし、農業公社を通して60歳以上の担い手の方と貸し借をすれば、同じように経営移譲年金を受給できます。

7 番 年齢超過になるということですね。

事務局長 今話しているのは、通常の基本年金の話ではなくて加算付年金の場合の事です。農地をしっかり守っていくことが条件になっているということです。

1 番 はい、わかりました。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号の原案について同意することを決定します。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第10回総会を閉会致します。

令和2年第10回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

4 番

7 番